

撮影・支援に関する同意事項

1. 一般義務

依頼者は、群馬ふじおかフィルムコミッション(以下「FC」)との連絡を行う担当者を明確にすること。

依頼者は、自己の責任において撮影等を実施すること。

依頼者は、FCの求めにより、FCが支援を実行するために必要な協力又は作業を行うこと。

依頼者は、道路・公園等、公の施設を利用する場合には、誘導員及び警備員を配置し、関連法令に従って撮影等を実施すること。

依頼者は、撮影支援依頼書(以下「依頼書」)に必要事項を記載し、支援を受ける前に、FC宛に、提出すること。

依頼者は、提出した依頼書をFCが審査した結果、撮影許可が必要となる案件と判断された場合は、その条件に従いそれに伴う手続きを行うこと。

2. 事故等の防止

依頼者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するように努めること。

依頼者は、撮影時等に事故その他のトラブルが発生した際は、FCに直ちに報告するとともに、警察、消防等への通報を含む適切な措置を行うこと。

依頼者は、FCが「依頼者が適切な措置を行わない」と判断した場合には、FCの指示に従い、直ちに撮影等を中止すること。

3. 保険

依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入すること。

依頼者は、FCが紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者（以下「参加者」）を撮影等に参加させる場合には、参加者に生ずる損害を保険の対象に含めること。

依頼者は、FCの求めがあった場合、保険証書の写しその他依頼者が必要な損害保険に加入したことを証明する書面をFCに提出すること。

4. 計画・事前手続き

依頼者は、撮影内容の詳細や撮影スケジュール等のロケ支援に必要な情報、資料を、FCの求めに応じ、事前にFCに提出すること。

撮影対象の施設等によっては、撮影許可の提出期限が設定されていることがある。その場合は、提出期限を遵守し、必要書類の提出、使用料金等の支払いを期限前に完了して、遅延することのないように行うこと。

依頼者は、FCに提出した計画書に変更が生じた場合には、直ちにFCへ連絡すること。

5. 現地における調整

依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者または管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守すること。

依頼者は、撮影等を行うにあたり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行う必要がある場合は、事前に地域住民に理解を得ること。

依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないこと。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前に当該施設の適切な管理者等の承諾を得ること。

6. 第三者との関係

依頼者は、FCが紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うこと。

依頼者は、FCから撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者（以下「関係者」）の紹介を受けた場合には、関係者との交渉結果を遅滞なくFCに報告すること。

依頼者は、FCが依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、全て依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守すること。

7. 原状回復等

依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所または施設等を速やかに原状回復させ、かつ、清掃すること。

依頼者は、撮影等の立会いが行われない場合、撮影等が終了後、速やかにFCへ撮影等の終了を報告すること。

8. 損害賠償

依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処すること。

依頼者は、依頼者によってFCに損害が生じた場合は、FCに対しかかる損害を賠償すること。

9. 免責

依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担すること。

依頼者が、FCの支援に必要な協力や作業を行わない場合、またはFCの要請や指示に応じない場合、FCは支援を中断、もしくは、中止するものとし、FCは支援を行わないことに対して責任を負わないものとする。

FCは、依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとする。

FCは、依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者または第三者が撮影等に関して損害を被った場合であっても責任を負わないものとする。

10. 広報

FCは、依頼者に対し事前に相談を行ったうえで、撮影風景、作品情報や公式サイトを紹介、独自ポスターの作成その他の方法で、FCのPR事業に用いることができることとする。

11. 要請事項

FCは、依頼者に対し、以下の要請をすることがあり、依頼者がこれに応じない場合には、支援を行わないことがある。

- (1) FCによる撮影等現場の撮影（出演者が映り込まないものに限り）を許可すること
- (2) FCに撮影等の成果物を提出すること
- (3) 作品にFCのクレジットを入れること
- (4) 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること
- (5) 作品ポスター、サインその他グッズ等をFCに提供すること
- (6) 撮影による経済効果測定のためのアンケートに協力すること

12. ロケ支援の実行

FCでは、作品の規模やその認知度に関わらず、「ロケ支援依頼書」の受付順に対応するものとする。

撮影希望日が迫っている場合等でも、依頼日程からの期間が短い、または撮影地の撮影許可の申請の期間が間に合わない等の事情により、ご希望にそえないことがあるものとする。

CMにカテゴライズされる作品でクライアント名と商品名を明らかにできない場合、FCの支援対象外とする場合がある。

作品の内容によっては、撮影地の撮影不可の条件にあたる場合があり、その場合は、撮影ができないものとし、FCからの支援も行われないものとする。